

白岡市議会全員協議会説明資料

一令和 8 年度白岡市国民健康保険税について一

令和 8 年 1 月 22 日
白岡市 健康福祉部 保険年金課

I 令和9年度の「保険税水準の準統一」に係る令和8年度白岡市国民健康保険税の税率改正

1 保険税水準の統一について

「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」では、「国民健康保険の運営の基本的な考え方」を踏まえ、原則として、同じ世帯構成・所得であれば、県内どこでも同じ保険税となるよう3段階で「保険税水準の統一」を行うこととしている。



① 事業費納付金ベースの統一（令和6年度から）

医療費水準を反映せず、市町村ごとの事業費納付金の算定を統一基準により行う。

② 準統一（令和9年度から）

事業費納付金を確保するために必要となる「市町村標準保険税率」の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一する。

本市では、この「準統一」の流れを踏まえ、令和9年度に保険税率が「市町村標準保険税率」となるよう段階的に引き上げを行っているところである。

【参考】

「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」では、令和9年度から各市町村の保険税率が「市町村標準保険税率」となるよう求めている。

③ 完全統一（令和12年度から）

県内市町村間の収納率の差を縮小し、保険税率を統一する。

これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指す。

2 白岡市国民健康保険運営協議会の答申（令和7年8月6日付け）について
 令和8年度白岡市国民健康保険税の税率は、次の表のとおりとする。

年 度	種 別	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者 支援等分	介護納付金分	合 計
令和8年度 (括弧内は令和 7年度との差)	所得割	7.37% (+ 0.22%)	2.58% (+ 0.04%)	2.25% (± 0%)	12.20% (+ 0.26%)
	均等割	40,100円 (+ 6,500円)	15,700円 (+ 500円)	15,800円 (± 0円)	71,600円 (+ 7,000円)
令和7年度	所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
	均等割	33,600円	15,200円	15,800円	64,600円

参 考	種 別	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者 支援等分	介護納付金分	合 計
市町村標準 保険税率 (括弧内は令和 8年度との差)	所得割	7.59% (+0.22%)	2.67% (+0.09%)	2.20% (△0.05%)	12.46% (+ 0.26%)
	均等割	46,565円 (+ 6,465円)	16,111円 (+ 411円)	15,862円 (+ 62円)	78,538円 (+ 6,938円)

3 税額の試算 (モデルケース)

令和6年度保険税		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.04	28,400
支援分	2.41	14,700
介護分	2.21	15,400
合 計	11.66	58,500

令和7年度保険税(現行)		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.15	33,600
支援分	2.54	15,200
介護分	2.25	15,800
合 計	11.94	64,600

令和8年度保険税(案)		
	所得割(%)	均等割
医療分	7.37	40,100
支援分	2.58	15,700
介護分	2.25	15,800
合 計	12.20	71,600

令和8年度保険税と令和7年度保険税の比較		
	所得割(%)	均等割
医療分	0.22	6,500
支援分	0.04	500
介護分	0	0
合 計	0.26	7,000

参考 市町村標準保険税率保険税	所得割(%)	均等割
医療分	7.59	46,565
支援分	2.67	16,111
介護分	2.20	15,862
合 計	12.46	78,538

【ケースa】年金収入で単身世帯

年齢：	70歳	医療分	所得割(%)	均等割(円)
収入：	150万	支援分	0	4,400
所得：	40万	介護分	0	0
軽減：	7割軽減	合 計	0	12,900
		年税額		12,900



【ケースb】給与収入で単身世帯

年齢：	45歳	医療分	所得割(%)	均等割(円)
収入：	350万	支援分	136,500	28,400
所得：	237万	介護分	46,700	14,700
軽減：	なし	合 計	42,800	15,400
		年税額		226,000



【ケースc】年金収入で夫婦の世帯

年齢：	72歳	70歳	医療分	所得割(%)	均等割(円)
収入：	240万	80万	支援分	61,200	45,400
所得：	130万	0	介護分	20,900	23,500
軽減：	2割軽減該当		合 計	0	0
			年税額		82,100



【ケースd】給与収入で3人世帯

年齢：	42歳	40歳	3歳	医療分	所得割(%)	均等割(円)
収入：	350万	50万	0	支援分	136,500	71,000
所得：	237万	0	0	介護分	46,700	36,700
軽減：	子どもの1/2軽減			合 計	42,800	30,800
				年税額		226,000



	所得割(%)	均等割(円)
医療分	0	10,000
支援分	0	4,500
介護分	0	0
合 計	0	14,500

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	138,700	33,600
支援分	49,200	15,200
介護分	43,600	15,800
合 計	231,500	64,600

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	62,200	53,700
支援分	22,000	24,300
介護分	0	0
合 計	84,200	78,000

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	138,700	84,000
支援分	49,200	38,000
介護分	43,600	31,600
合 計	231,500	153,600

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	0	12,000
支援分	0	4,700
介護分	0	0
合 計	0	16,700

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	142,900	40,100
支援分	50,000	15,700
介護分	43,600	15,800
合 計	236,500	71,600

	所得割(%)	均等割(円)
医療分	64,100	64,100
支援分	22,400	25,100
介護分	0	0
合 計	86,500	89,200

| | 所得割(%) |
<th
| --- | --- |

4 白岡市国民健康保険税条例の一部改正

次のとおり、令和8年2月に開会予定の議会定例会に上程を予定している。

(1) 改正の概要

4ページの「2 白岡市国民健康保険運営協議会の答申」のとおり

(2) 施行期日及び適用区分

ア 施行期日 令和8年4月1日

イ 適用区分 改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保税については、なお従前の例によるものとし、適用区分を明確にする。

II 「子ども・子育て支援納付金」に係る令和8年度白岡市国民健康保険税の税率

1 子ども・子育て支援金制度について

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度とは①

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、**社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組み**です。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「**こども未来戦略**」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした大きな給付拡充に当たっては、**経済政策と調和した財政枠組み**とともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、責任を持って安定財源を確保する必要があります。
子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための特定財源です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、**支援金制度の創設によって社会保障負担率**（国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合）が上昇しないようにします。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体**から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ、また、支援金を充てる事業による0～18歳までの間の平均的な給付拡充（累計）は約146万円となります。つまり、**子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代**を確実に応援するものとなります。
- 支援金は、**児童手当など法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるもの**であり、**医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

子ども・子育て支援金制度とは②

(全世代・全経済主体にとっての支援金制度の意義)

- 高齢者や子育て中でない方々等、支援金を充てる給付を直接受けない方にとっても、実効性のある少子化対策によって我が国の経済・社会システムや地域社会を維持し、国民皆保険制度の持続可能性を高めるることは、かけがえのない重要な意義を持ちます。
拠出の中心を現役世代が担い、給付の多くを高齢世代が受ける構図となっている社会保険制度において、こうした新しい分かち合い・連帯の仕組みを組み込み、少子化トレンドの反転を実現することは、制度を支える連帯の仕組みをさらに強固にすることにもつながります。
- また、企業にとっては、実効性のある少子化対策の推進は、労働力の確保や国内市場の維持の観点から、極めて重要な受益となります。
支援金制度の構築を、歳出改革による社会保険負担軽減とセットで、かつその範囲内で行うことにより、事業主負担にも配慮しつつ、さらに、令和8年度からの施行の前に、賃上げや経済基盤の強化を先行させる枠組みとしています。

(支援金の使途)

- このように、企業や高齢者も含めた全世代・全経済主体から拠出いただくことを踏まえ、支援金の使途としては、
 - ・ 医療保険において、これまで出産を起点とした給付が行われてきたことを踏まえつつ、
 - ・ 事業主にも拠出をお願いすることとなるため、これまで社会保険料や子ども・子育て拠出金を充当してきた事業を念頭に、
 - ・ 対象者が広く切れ目のない支援を実現する制度に充てることとし、
- 児童手当など全国共通の現金給付を中心とし、加えてこども誰でも通園制度（現物給付）については、全国で利用要件に該当するすべての方へのサービス提供が行われるものとしています。

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

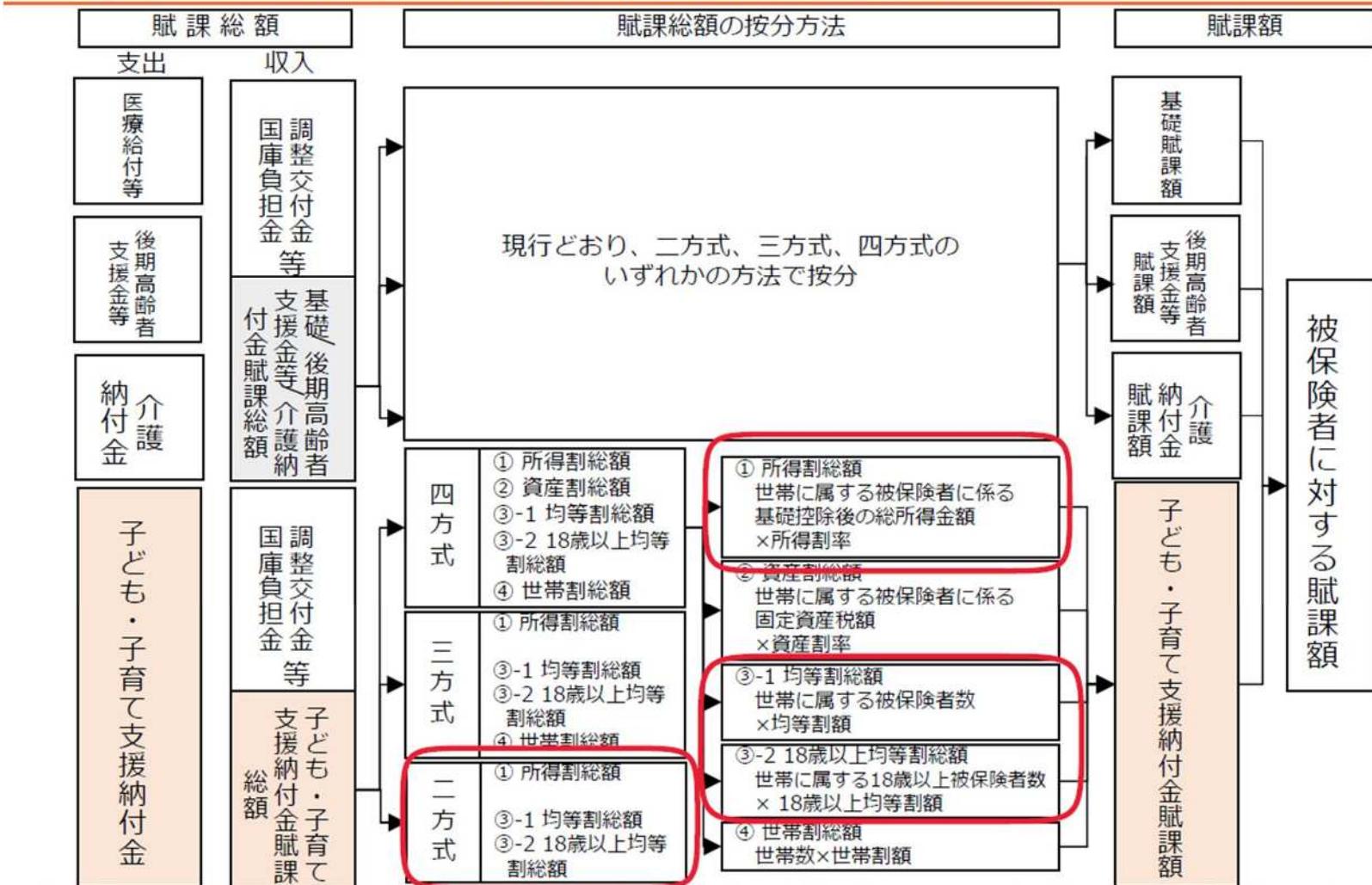
注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までの子どもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 600円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 800円</small>	10,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 17,900円</small>	4.5%
協会けんぽ	250円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 400円</small>	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	10,200円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 16,300円</small>	4.3%
健保組合	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 500円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 850円</small>	11,300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 19,300円</small>	4.6%
共済組合	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 750円</small>	600円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 950円</small>	11,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 21,600円</small>	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 <small>(参考) 一世帯当たり 350円</small>	300円 <small>(参考) 一世帯当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 一世帯当たり 600円</small>	7,400円 <small>(参考) 一世帯当たり 11,300円</small>	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

(注1) 本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考え方の下で拠出。なお、被用者保険間の接分は総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。

(注2) 被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)を計算すると(*)、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円(総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通)。ただし、政府が絶対力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日こども家庭庁「被用者の年収別の支援金額(機械的な計算)について」を参照。

*令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である22兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出0.2%として計算。

(注3) 国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。

(注4) 国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦子1人の3人世帯(夫の給与収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(応益分7割軽減)、同160万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合250円(同2割軽減)、同300万円の場合400円(同2割軽減)。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、こどもいる世帯の拠出額が増えないよう、こども(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者)についての均等割額は全額軽減。
*年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数あるほか、現時点まで令和10年度における試算上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注5) 後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯(年金収入のみ)における一人当たり支援金額(50円丸め、月額、令和10年度)でみると、年収80万円の場合50円(均等割7割軽減)、同160万円の場合100円(同7割軽減)、同180万円の場合200円(同5割軽減)、同200万円の場合350円(同2割軽減)。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため(*)、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円(軽減なし、以下同じ)、同300万円の場合750円。

*年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点まで令和10年度における試算上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。

(注6) 介護分の保険料額は、第1号保険者(65歳～)の1人当たり月額(基準額の全国加重平均)で6,014円(令和5年度)、第2号被保険者(40～64歳)の1人当たり月額(事業主負担分、公費分を含む)で6,276円(令和6年度見込額)

2 埼玉県における「子ども・子育て支援金」制度に対する対応状況について

(1) 子ども・子育て支援納付金の賦課方式

都道府県標準保険税率及び市町村標準保険税率算定時の子ども・子育て支援納付金分の賦課方式は、所得割・均等割による2方式としている。

(2) 子ども・子育て支援納付金等の提示

国の算定省令などに基づき「子ども・子育て支援金」に係る

ア 子ども・子育て支援納付金（事業費納付金）

イ 市町村標準保険税率

を算出し、各保険者（市町村）に提示することとなる。

3 令和8年度白岡市国民健康保険税の子ども・子育て支援金分に係る税率について

(1) 白岡市国民健康保険運営協議会の答申（令和8年1月14日付け）

令和8年度白岡市国民健康保険税の子ども・子育て支援金に係る税率の設定に当たっては、「保険税水準の準統一」を踏まえ、埼玉県が示す「市町村標準保険税率」に合わせるべきである。

(2) 本市に対する「子ども・子育て支援納付金」及び「市町村標準保険税率」

ア 被保険者数等（埼玉県の推計による）

・被保険者数 7,772人

・18歳以上被保険者数 7,354人

・18歳未満被保険者数 418人

イ 子ども・子育て支援納付金 26,589,355円

ウ 市町村標準保険税率

・所得割	0. 26 %	(賦課総額 13,877,587円)
・均等割	1, 585 円	(賦課総額 12,312,003円)
18歳以上均等割	90 円	(うち賦課総額 662,112円)
・賦課限度額	30, 000 円	(地方税法施行令改正（案）)

この「子ども・子育て支援納付金」等は令和7年11月13日段階での試算状況であり、確定額等（本算定）は、令和8年1月中に示す予定とのこと。

(3) 「市町村標準保険税率（試算段階）」による試算

ア 夫42歳 給与収入3,500,000円（所得2,370,000円）

妻40歳 給与収入 500,000円（所得 0円）

子3歳

【算出】

所得割 (2,370,000円 - 430,000円) × 0.26% = 5,044円

均等割 1,585円 × (3人-1人) = 3,170円

18歳以上均等割 90円 × 2人 = 180円

計 8,394円

改め課税額 8,300円

イ 夫72歳 年金収入2,400,000円（所得1,300,000円）
妻70歳 年金収入 800,000円（所得 0円）

2割軽減世帯

【算出】

所得割 (1,300,000円 - 430,000円) × 0.26% = 2,262円

均等割 1,585円 × 2人 = 3,170円

18歳以上均等割 90円 × 2人 = 180円

軽減

均等割 2割軽減 1,585円 × 0.2 × 2人 = △634円

18歳以上均等割 90円 × 0.2 × 2人 = △36円

計 4,942円

改め課税額 4,900円

4 白岡市国民健康保険税条例の一部改正について

「子ども・子育て支援納付金」を賦課・徴収するための条例改正を行うためには、「国民健康保険税の課税限度額」や「国民健康保険税の減額」などが規定されている地方税法施行令の改正が必要になるが、例年、その公布は年度末頃であり、施行期日は令和8年4月1日となる見込みである。

このことから、「子ども・子育て支援納付金」に係る条例改正は、税率に係る部分は来月開会予定の議会定例会に御提案させていただき、それ以外の課税限度額及び減額の規定はそれらの基準が盛り込まれる地方税法施行令の改正が本年3月下旬に公布されることが見込まれることから、年度末に専決処分を行わざるを得ない状況である。

(1) 改正の概要

13ページの「3(1) 白岡市国民健康保険運営協議会の答申」のとおり

(2) 施行期日

令和8年4月1日（見込）

Ⅲ 令和8年度税制改正の大綱に係る令和8年度白岡市国民健康保険税の税率改正

1 令和8年度税制改正の大綱について

令和7年12月26日に閣議決定した令和8年度税制改正の大綱における国民健康保険税関連では、

- (1) 国民健康保険税の基礎課税等の課税限度額の改正
 - (2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準の改正
- が盛り込まれ、地方税法施行令の改正が予定されている。

2 白岡市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の改正が必要になるため、17ページのⅡの4と同様に条例改正は年度末に専決処分を行わざるを得ない状況である。

(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正（第2条関係）

■国民健康保険税賦課限度額比較表■

区分	改正前	改正後
基礎課税分（医療分）	66万円	67万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円
合計	109万円	113万円

(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第20条関係）

■国民健康保険税軽減判定所得基準額比較表■

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減世帯 (被保険者数に乗じる額)	30万5千円	31万円
2割軽減世帯 (被保険者数に乗じる額)	56万円	57万円

(3) 施行期日及び適用区分

ア 施行期日 令和8年4月1日（見込）

イ 適用区分 改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保税については、なお従前の例によるものとし、適用区分を明確にする。